

# 令和 5 年度 事業計画書

社会福祉法人 あせんぶるおーる

就労支援センター あっぷでーと

自立支援センター せつとあっぷ

## 【就労移行支援事業】

### 1. 事業概要

就労支援センターあっぷでーとは、直ちに就職が困難な障害のある方の職業的自立を図るため、関係機関と連携しつつ、基本的な労働習慣の習得・職業能力の維持向上のための職業準備訓練、企業を活用した職業リハビリテーションの実施、就職後の職場定着支援、職業生活全般にかかる相談等の業務を行うこととする。

### 2. 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 個別支援計画の策定	年 間	(1)就労に向けたアセスメントの実施 就労に向けて、どのような強み、弱みがあるか客観的に評価を行うため、当所でのアセスメントはもちろん、就労に関わる関係機関、場合により障害者更生相談所等より情報提供を依頼する。 その上で、作業工夫を行ったり、あるいは作業の手順を個別に合わせたり、就労に向けての準備段階を踏むことなど、就労に向けて取り組む部分を明確にした個別支援計画を立案し、1ヶ月に一度のモニタリング、また3ヶ月に1度の見直しを行う。
2. 職業準備訓練の実施		(1)作業訓練 ・基本的な労働習慣の習得 ・基礎的な職場のルールの獲得 ・作業能力の向上や工夫できる点の開発 ・職場に必要なコミュニケーション能力向上 (2)学習会・社会技能訓練 ・社会生活上必要と思われる一般常識や知識についての学習会の開催 ・職場等様々な場面で想定されるコミュニケーションについての社会技能訓練

		<p>(3)面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労に向けて取組みを行った内容の振り返りや個別支援計画について</li> <li>・感情の振り返りなど、個別に設定する面談</li> <li>・その他必要と思われる個別面談</li> </ul> <p>(4)施設外訓練、ハローワーク訪問、職場見学、職場実習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場を利用し、職員を配置したグループ実習や単独実習を行う。</li> <li>・ハローワーク等と連携し本人の障害特性や作業能力に応じた職場開拓を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">定員 14 名</p> <p style="text-align: center;">(現在在籍：6 名/利用率:71%含み 83%)</p>
<p>3. 養護学校等の進路に向けてのアセスメントの実施</p>	<p>年 間</p>	<p>(1)就労系福祉サービス利用に係るアセスメントの実施及び、養護学校等の進路に向けてのアセスメントの実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談にて、アセスメント利用者の就労に向けての意識や希望を確認する。</li> <li>・2 週間程度の作業訓練等を実施する。</li> <li>・アセスメントの結果を本人や所属機関に伝え、助言等を行う。</li> </ul> <p>(2) 就労継続 B 型利用希望の方、または B 型在籍中の方について、支援のポイントを早期に捉えて実践する一助となるべく、就労に向けたアセスメントの実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス事業所と連携を図りながら、本人のアセスメントの調整を行う。</li> <li>・振り返りを踏まえ、アセスメント後の進路相談の協力をを行う。</li> </ul>

<p>4. 職業準備訓練に係る助言やその他の援助</p>	<p>年間</p>	<p>(1)利用者にかかる就労移行に向けたアセスメントに基づき、関係機関との協議を随時行う。</p> <p>(2)公共職業安定所や働き・暮らし応援センターとの連携を保ち、障害者雇用に関する情報の収集、職場の開拓等を行う。</p> <p>(3)利用者に対し、職業生活上の問題点等に関する相談並びに援助を行い、就業の条件整備を図る。</p> <p>(4)関係機関との連携を行いながら、利用者の就職後6か月間（必要に応じてそれ以降も）計画的に適応指導、助言を行う。</p>
<p>5. 利用者の生活・余暇活動支援・就労後の定着支援（6か月間）</p>	<p>年間</p>	<p>(1)訓練を通じて、職業生活に関わる必要な生活についてアドバイスを行う。</p> <p>(2)訓練を通じて、職業生活の充実を目指して余暇活動の支援（SOへの参加）や計画の立て方等のアドバイスを行う。</p> <p>(3)障害者関係機関・団体等との緊密な連携を保ち、スポーツ・文化活動の情報提供や、利用者が充実した生活を送れるようにサポートを行う。</p> <p>(4)偶数月に修了生の会「デフラグ」を実施し、余暇活動や就労定着に関する情報収集やアドバイス等を行う。（年間6回）</p> <p>(5)土曜の開講日を利用し、OBの茶話会や認知行動療法を行う。（OBに周知し自主参加）</p> <p>(6)障害者職業センターに計画承認されたJC支援を実施する。（適宜）</p>
<p>6. 事業主等に対する雇用管理上の助言</p>	<p>年間</p>	<p>(1)利用者の就労に際し、事業主や関係機関に訓練期間中に検討された課題、解決の方法等を適切に提供する。</p> <p>(2)関係機関と連携し、利用者を雇用する事業主に対して、雇用管理に関する助言、その他の援助を行う。</p>

		<p>(3)利用者の働く職場において、その現場での就労サポートを行ったり、キーパーソンとなるべき事業所担当者との連携を図り、家庭や事業所、関係機関との連携を図る。</p> <p>(4)あっぷでーと内にジョブコーチを配置し、就業現場での作業の構築及び指導、事業主に対して働きかけを行う。</p> <p style="text-align: right;">(昨年度実績：8名)</p>
--	--	---

### 3. 職員配置 7名

(内訳)	管理者・サービス管理責任者	1名
	生活支援員	1名
	職業指導員兼就労支援員兼ジョブコーチ	3名
	就労支援員兼生活指導員	2名

## 【就労定着支援事業】

### 1. 事業概要

就労支援センターあっぷでーとの就労移行支援を利用して一般就労へ移行した方に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を本人の了解の元 3 年間行う。

### 2. 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 個別支援計画の策定	年 間	(1)就労継続に向けた個別支援計画の策定 就労継続に向けて、これまでの本人の状況を考え生活面を含めて、どのような課題が予測されるか、また事業所の意向を踏まえてどのようにステップアップできるかを検討し、個別支援計画を策定する。 個別支援計画は 3 か月に 1 回の見直しを実施する。
2. 定着支援の実施	年 間	(1)事業所訪問 本人の課題にあわせ、事業所に対しての働きかけを実施し、事業所の困りごとに対して直接対応を行う。 (2)個別面談、グループワーク 事業所での困りごとや、生活に関する困りごとを聞き取り、対策を検討していく。また、就労移行在籍時に取り組んでいたグループワークを継続して実施する。 (3)関係機関との連携、会議開催 上記状況について、関係機関・事業所と共有し、必要があれば他機関のサービスを使いながら本人の社会生活を支えるための連携を行う。 (計画相談支援事業所、居宅介護、権利擁護、働き・暮らし応援センターなど) (4)就労支援レポートの送付 定着支援の状況について関係機関に状況をまとめたレポートを送付する。

		<p>(3)障害者関係機関・団体等との緊密な連携を保ち、スポーツ・文化活動の情報提供や、利用者が充実した生活を送れるようにサポートを行う。 (スペシャル・オリンピックスの参加)</p> <p>(4)偶数月に修了生の会「デフラグ」を実施し、余暇活動や就労定着に関する情報収集やアドバイス等を行う。(年間6回)</p> <p>(5)OBの茶話会や継続した認知行動療法等の心理教育を行う。</p> <p style="text-align: right;">20人/月 昨年度実施(のべ22名/年間)</p>
--	--	---

### 3. 職員配置 5名

(内訳) 管理者・サービス管理責任者 1名  
 定着支援員 4名  
 (就労移行支援事業と兼務)

## 【自立訓練（生活）事業】

### 1. 事業概要

自立支援センターせつとあっぷは、自立した日常生活又は生活生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の業務を行うこととする。

### 2. 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 個別支援計画の策定	年 間	(1)自立に向けたアセスメントの実施 自立した生活に向けて、どのような強み、弱みがあるか客観的に評価を行うため、当所でのアセスメントはもちろん、日常生活や社会生活に関わる関係機関、場合により障害者更生相談所等より情報提供を依頼する。 その上で、面談などの個別プログラムを行ったり、あるいは認知行動療法やソーシャルスキルトレーニングなど、日常生活や社会生活向けの準備段階を踏むことなど、自立に向けて取り組む部分を明確にした個別支援計画を立案し、3ヶ月に1度の見直しを行う。
2. 自立訓練の実施	年間	(1)体験（短時間）/訓練 ・基本的な労働習慣の習得 ・基本的な職場のルールの獲得 ・作業能力の向上や工夫できる点の開発 ・職場で必要なコミュニケーション能力向上 (2)学習会・社会技能訓練 ・日常生活や社会生活上必要と思われる一般常識や知識についての学習会の開催 ・職場等様々な場面で想定されるコミュニケーションについての社会技能訓練 (3)個別支援/面談 ・自立に向けて取組みを行った内容の振り返りや個別支援計画について ・感情の振り返りなど、個別に設定する面談 ・その他必要と思われる個別面談 (4) グループワーク

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知行動療法やコミュニケーション、お金の使い方など同じ課題で向上できるグループワーク。</li> <li>・その他必要と思われるグループワーク</li> </ul> <p style="text-align: right;">定員 6 名 (現在在籍 9 名・利用率 53%)</p>
3. 自立訓練に係る助言やその他の援助	年 間	<p>(1)利用者にかかるに日常生活や社会生活に向けたアセスメントに基づき、関係機関との協議を随時行う。</p> <p>(2)計画相談支援事業所や市役所、医療機関などの連携を保ち、障害者の自立に関する情報の収集を行う。</p> <p>(3)利用者に対し、日常生活や社会生活上の問題点等に関する相談並びに援助を行い、生活の条件整備を図る。</p> <p>(4)関係機関との連携を行いながら、利用者を計画的に適応指導、助言を行う。</p>
4. 利用者の生活・余暇活動支援	年 間	<p>(1)体験/訓練を通じて、日常生活や社会生活に関わる必要な生活についてアドバイスを行う。</p> <p>(2)体験/訓練を通じて、日常生活や社会生活の充実を目指して余暇活動の支援や計画の立て方等のアドバイスを行う。</p> <p>(3)障害者関係機関・団体等との緊密な連携を保ち、スポーツ・文化活動の情報提供や、利用者が充実した生活を送れるようにサポートを行う。</p>

### 3. 職員配置

管理者・サービス管理責任者 1 名  
生活支援員 1 名